

(平成22年3月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 3 月から 47 年 3 月まで
② 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで

私は、昭和 43 年 4 月から A 村（現在は、B 市）で自営業を営み、A 村役場へ仕事で行った際、同役場の国民年金担当職員から国民年金への加入を勧められ、20 歳から同役場へ国民年金保険料を毎年まとめて納めた記憶がある。

また、昭和 51 年からは、私が婦人会へ夫婦二人分の国民年金保険料を毎年 12 月にまとめて納付しており、59 年分から 62 年分までの確定申告書の控えには国民年金保険料控除額の記載がある。

仕事柄、公共工事の入札に参加することも多く、税金や社会保険料の滞納は参加資格すら得られないおそれがあるにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料を未納にするはずがないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人が所持している昭和 59 年分から 62 年分までの確定申告書の控えを見ると国民年金保険料控除額欄の記載が確認できる上、申立期間②に該当する 62 年分の確定申告書の控えには、当時の国民年金保険料額と一致する夫婦二人分の支払合計額の記載が確認できることから、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の主張に^{しんぴようせい}信憑性が認められる。

また、申立人は申立期間前後の国民年金保険料を納付済みである上、昭和 59 年分から 62 年分までの確定申告書の控えにより、当該申立期間

における生活状況や収入は特に変化がなかったことが確認できることから、当該申立期間の保険料を納付できなかったとする特段の事情も見当たらない。

一方、申立期間①については、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和 47 年 6 月 16 日以降であることが確認でき、その払出時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、これを納付するには過年度納付及び特例納付によることになるが、申立人には国民年金保険料をさかのぼって納付したとする記憶は無く、その形跡も見当たらない。

また、申立人は、A 村から他市町村への住所変更の記録も無いことから、申立人に対し、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が当該申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの期間、60年4月から61年3月までの期間及び62年4月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から49年3月まで
② 昭和60年4月から61年3月まで
③ 昭和62年4月から63年3月まで

結婚した昭和48年1月以降は、私の夫がA村（現在は、B市）の役場へ夫婦二人分の国民年金保険料を毎年まとめて納めていた記憶がある。

また、昭和51年からは、私の夫が婦人会へ夫婦二人分の国民年金保険料を毎年12月にまとめて納付しており、59年分から62年分までの確定申告書の控えには国民年金保険料控除額の記載がある。

私の夫は、仕事柄、公共工事の入札に参加することも多く、税金や社会保険料の滞納は参加資格すら得られないおそれがあるにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料を未納にするはずがないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は12か月と短期間であるとともに、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みである上、申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫の保険料は納付済みであるにもかかわらず、申立人の保険料のみが未納となっているのは不自然である。

また、申立人は、「私の夫が夫婦二人分の国民年金保険料を毎年まとめて納めていた。」と主張しているところ、オンライン記録及びA村の国民

年金被保険者名簿で納付日が確認できる昭和63年4月から平成3年3月までの期間及び4年4月から7年3月までの期間のすべてにおいて、夫婦で同一日に保険料を納付していることから、申立内容のとおり、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられる。

申立期間②及び③については、申立人の夫が所持している昭和59年分から62年分までの確定申告書の控えを見ると、国民年金保険料控除額欄の記載が確認できる上、申立期間②及び③に該当する60年分及び62年分の確定申告書の控えには、当時の国民年金保険料額とおおむね一致する夫婦二人分の支払合計額の記載が確認できることから、申立人の夫が夫婦二人分の保険料を納付していたとする主張に^{しんぴょうせい}信憑性が認められる。

また、申立人は申立期間②及び③の前後の国民年金保険料を納付済みである上、昭和59年分から62年分までの確定申告書の控えにより、当該申立期間における生活状況や収入は特に変化がなかったことが確認できることから、当該申立期間の保険料を納付できなかったとする特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和46年4月から47年3月まで
③ 平成5年3月から10年2月まで

社会保険事務所（当時）に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について保険料の納付事実及び国民年金に任意加入した事実が確認できない旨回答を受けた。

昭和36年4月から40年3月までの期間について、家族全員でA県B市へ行き、C社で夫婦共働きをしていたこともあるが、その間は国民年金に加入し、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納めていた。

また、昭和46年4月から47年3月までの期間について、D町からE村（現在は、F市）に引っ越ししたところであり、国民年金保険料を納めていたかどうかの記憶は定かではないが、未納は無いはずである。

さらに、平成5年3月から10年2月までの期間について、国民年金は65歳まで加入できると思っていたので、その間は国民年金に任意加入して、国民年金保険料を納めていたと思う。それにもかかわらず、申立期間について、私の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫の保険料は納付済みとなっていることから、保険料の納付を担っていた申立人自身が未納とされているのは不自然である。

また、申立期間①後の申立人の国民年金保険料は納付済みであるところ、申立期間①の前後を通じて申立人の住所に変更は無く、申立人の生活状況に特に変化は無かったとしていることから、申立人の当該期間に係る保険料のみを未納とする特段の事情も見当たらない。

一方、申立期間①のうち、昭和36年4月から39年3月までの期間及び申立期間②については、申立人が一緒に国民年金保険料を納付したとするその夫も保険料が未納である。

また、申立期間③について、オンライン記録により、申立人は平成5年*月*日に60歳到達により国民年金の強制被保険者としての資格を喪失し、国民年金の任意の未加入期間となっていることが確認できるほか、これ以後の国民年金保険料を納付するためには、本人の申出により任意加入手続を行わなければならないが、申立人は、「60歳の時に加入手続はしていないかもしれない。」と述べるなど、記憶が曖昧である上、任意加入した形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①のうち、昭和36年4月から39年3月までの期間、申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から43年9月までの期間及び同年11月から45年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年5月から43年9月まで
② 昭和43年11月から45年4月まで

社会保険事務所（当時）に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料は昭和63年2月に還付されているため、納付事実が確認できない旨回答を受けた。申立期間の国民年金保険料は還付されているとのことだが、還付金を受け取った記憶は無い。申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、昭和53年10月ころに国民年金の加入手続きを行い、35年10月にさかのぼって強制被保険者として資格取得処理が行われていたことが確認できる。

また、申立人が所持している領収証書から、申立期間①及び②を含む昭和36年4月から47年12月までの期間について、第3回目の特例納付を利用して納付した場合に相当する国民年金保険料額を納付していたことが確認できる。

一方、申立期間は本来国民年金に加入することができない期間であり、厚生年金保険との重複期間であることが判明したため、昭和63年1月26日に申立期間の特例納付の保険料に相当する国民年金保険料額が還付されている。

しかしながら、行政側には、本来納付できない厚生年金保険被保険者期間を含む期間の特例納付の納付書を作成したという事務処理上の過誤が認められる上、納付された申立期間①及び②を含む国民年金保険料額は長

期間にわたり国庫歳入金として扱われたことは明らかである。

また、申立期間の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給済みであり、将来の年金額の計算の基礎とされない上、国民年金保険料の還付処理が行われた結果、国民年金の保険料納付済期間ともされないほか、申立人が領収証書の保険料額を納付してから長期間経過しているなどを踏まえると、申立人の国民年金の受給期待権は尊重されるに値するべきものと考えられ、国民年金被保険者となり得ないことを理由に申立期間の被保険者資格を認めず納付済期間としないのは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和42年8月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月22日から同年9月1日まで
ねんきん特別便では、昭和42年8月22日から同年9月1日までの期間について、厚生年金保険に未加入とされているが、私には当時勤務していたA社を退職した記憶は無く、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の発令簿及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が当該事業所に継続して勤務し（昭和42年8月22日にA社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る申立期間前後のオンライン記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和49年7月5日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月5日から同年7月5日まで

申立期間について、社会保険事務所(当時)に記録照会したところ、厚生年金保険に加入した事実が無い旨回答を受けた。私は、昭和36年4月1日にA社に入社し、49年7月初旬に系列会社のB社へ出向を命ぜられ、総務課長として着任した記憶がある。

申立期間については、A社に継続勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社内報、雇用保険の被保険者記録及び当時のA社並びにB社の事務担当者の証言により判断すると、申立人が申立期間について申立てに係るグループ会社に継続して勤務(昭和49年7月5日にA社からB社に異動)していたことが認められる。

一方、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和49年6月5日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているにもかかわらず、同年7月1日に標準報酬月額の随時改定が行われたことが記録されている。

また、同社の申立期間前後における他の被保険者の資格喪失に係る処理の進達日はおおむね1か月であるところ、申立人の資格喪失に係る処理の進達日は約2か月後の昭和49年8月2日であることが確認できることか

ら、申立人が同年6月5日に厚生年金保険被保険者資格を喪失する旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

さらに、B社における申立人の前任者は、「出向の場合、厚生年金保険被保険者資格の得喪日については、空白期間を生じないように辞令発令日の前後にA社側と連絡調整をして決めていた。」と証言している上、A社における申立人の後任者も、「A社では転勤や出向の場合は、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者期間がつながるように事務処理されることは社員の共通認識だった。」と証言している。

加えて、A社の事務担当者は、「申立人の出向に伴う辞令発令日は、昭和49年6月26日と社内報に掲載されているが、仕事の引継ぎには7日から10日程度を要するため、辞令発令日から相当期間経過した場合の社会保険被保険者資格の得喪日は出向先の会社と協議して決めていた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和49年7月5日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年10月の社会保険事務所の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年6月から58年7月までの期間、63年2月から同年10月までの期間、平成6年8月、7年7月及び同年8月の国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年6月から58年7月まで
② 昭和63年2月から同年10月まで
③ 平成6年8月
④ 平成7年7月及び同年8月

私は、申立期間の国民年金付加保険料をA市役所や社会保険事務所(当時)の窓口、市内の金融機関において、納付書で納付した。

当時の領収書は紛失してしまい、家計簿等の証拠となるような物は無いが、納付したことをはっきり覚えている。

国民年金付加保険料が未納となっていることには、絶対に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳の時に国民年金付加保険料の納付について申出を行い、納付してきたと主張しているが、付加保険料は原則として定額保険料と同一の納付書によりその合計額を一括して納付する仕組みであることから、付加年金に加入しながら定額保険料のみが納付済みで付加保険料が未納となることは考え難い。

また、国民年金法第87条の2では、「申出をした日の属する月以後の各月につき、付加保険料を納付するものとなることができる。」と規定されているところ、オンライン記録によると、申立人の付加保険料納付者としての納付開始月は、当該規定どおり申出をした日の属する月以後の月となっていることから、当時の事務処理に誤りは無い上、当該納付記録は、A市が管理する申立人の国民年金付加保険料の納付記録と一致す

る。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 54 年 4 月から同年 6 月ころに払い出され、国民年金被保険者資格は申立人が 20 歳に到達した 52 年*月*日に遡^{そきゅう}及して取得している上、同年 6 月から 53 年 3 月までの期間及び昭和 53 年度の国民年金の定額保険料は過年度納付されていることが確認できることを踏まえると、申立期間①のうち、52 年 6 月から 54 年 3 月までの国民年金付加保険料については、制度上、上記の払出時点から遡^{そきゅう}及して過年度納付することはできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。